

④ 介護関連費にかかる医療費控除

Q : 介護関連費にかかる医療費控除の取扱いが改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

昨年、介護保険法や健康保険法、障害者自立支援法が改正されたこととともない、これらにかかる医療費控除の取扱いがさきごろ、明らかにされています。

概要は、次のとおりです。

- ① 介護保険法の改正に伴い、介護予防サービス(介護の重度化等の予防を目的とした自助努力が求められるサービス)が導入されたことを受け、介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリ、介護予防短期入所療養介護が新たに医療費控除の対象となりました。
- ② 健康保険法等の改正に伴い、長期入院した者が負担した生活療養標準負担額が、医療費控除の対象となりました。
- ③ おむつ代に関する医療費控除は、2年目であれば、おむつ使用証明書が不要とされました。
- ④ 障害者自立支援法の施行に伴い、医療費控除の対象となるサービスが整理され、身体介護や乗降介護、身体介護を伴う通院介護が対象となり、家事援助については適用対象外とされました。

